

## 火災調査資格者制度を発足

埼玉東部消防組合では、令和5年4月1日から、「埼玉東部消防組合火災調査に係る資格制度」を発足し、火災調査認定資格者（「火災調査インストラクター」、「火災調査アドバイザー」）を認定しました。

### 1 制度発足の背景

近年、火災発生件数は右肩下がりの傾向にあり、職員が火災調査に携わる機会は減少しています。

また、豊富な経験を積んだベテラン職員が定年退職し、職員全体の新陳代謝が進むこともあり、職員の火災調査に関する知識及び技術が低下してしまうことが懸念されます。

当組合では、次世代の職員に調査技術を確実かつ継続的に継承するため、火災調査業務に卓越した職員を火災調査資格者として認定し、これらの諸課題の解決するため火災調査資格者制度を発足しました。

### 2 火災調査資格者について

火災調査資格者とは、「火災調査インストラクター」と「火災調査アドバイザー」で構成されています。

#### (1) 「火災調査インストラクター」とは

火災調査インストラクターは、管理的立場としての実務経験を有しており、かつ、より高度な火災原因損害調査に関する知識、技術及び経験を有する者の中から、予防課長が指名し消防局長が認定するものです。

主に火災原因損害調査が円滑に遂行されるよう、全体を統括する役割を担っており、火災調査アドバイザーや他の職員への指導及び助言を行います。また、全職員を対象として開催される火災原因損害調査に関する研修を開催することで、他の職員に知識・技術を伝承します。

#### (2) 「火災調査アドバイザー」とは

火災調査アドバイザーは、火災原因損害調査の知識、技術及び経験を特に有する者として、消防署長から推薦を受け、さらに4日間の認定研

修を受講した後に消防局長が資格者として認定するものです。

主に火災原因調査を担当し、火災調査に係る報告書を作成するとともに、火災原因調査に携わる他の職員にアドバイスや活動の補助などを行います。

### 3 今後の展望について

火災調査資格者の活躍で、組合管内で発生する火災の原因究明に大きく寄与することが期待できます。

また、その火災原因を広く周知することで、将来発生する類似火災の発生を予防し、組合管内（加須市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）における火災発生件数を減少させる取り組みを実施します。

